

社会福祉法人 JHC板橋会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 JHC板橋会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で、役員等とは、法人の理事、業務執行理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員および第三者委員とする。

(理事会、評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が、理事会に出席した時、および評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費の支払は、その実費とする。

(理事、業務執行理事、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等)

第4条 理事長が、理事会、法人業務および法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった時は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。

2 理事および業務執行理事が、理事会および常任理事会以外の日において、理事長の命をうけて法人業務及び事業等の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命をうけて法人および事業等の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

5 交通費の支払いは、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が法人および事業等の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬および交通費を支払うことができる。

2 交通費の支払は、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第6条 第三者委員が、法人における苦情解決対応業務にあたった場合は、別表3により報酬および交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費支給規程により旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 役員が事業等の職員を兼務する場合は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決(平成28年度決算理事会以後は、評議員会の議決になる)を経なければならない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日に改正する。

この規程は、平成29年3月19日に改正する。

この規程は、平成29年6月26日に改正する。

この規程は、平成30年6月25日に改正する。

(但し、平成30年4月1日からの施行とする)

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	実費支払
評議員会出席報酬等	5,000円	実費支払

別表2 (第4条および第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (日額)	11,500円 ※但し、月額限度額 230,000円と する	実費支払
理事、業務執行理事、評議員及び監事業務報酬等	10,000円	実費支払
監事監査指導報酬等	18,000円	実費支払
評議員選任・解任委員報酬等	15,000円	実費支払

別表3 (第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情対応第三者委員報酬等	10,000円	実費支払